

中野重治論ノート

——村の家——

最近出版された北川透△中野重治▽を読んで色々教えられた。しかし、△歌のわかれ▽についての、次のような記述には疑問を覚え、抵抗も感じた。二部△手▽末尾の、機関車と列車最後部とから一瞬つき出される二本の手の、不思議な呼応についての記述である。

それを見た時の△ぶるつとした▽とか、△脊骨のなかの孔が詰めたくなるような気持ち▽といった表現に触れて北川透は、△△人の営み▽をも物象化し、機械に隷属させる近代の風景▽、△慄然とする▽△恐怖で染めあげられた現実の構成▽と書いている。

同じ時期に出版された桶谷英昭△中野重治論▽も、その部分の見方は基本的に同じで、△不安あるいは恐怖▽を、△手▽の表現に読みとっている。そして、そこから北川透は中野重治の新しい可能性を思い描き、桶谷英昭は都会と農村の感性という問題をとり出している。

岸 健 治

この△恐怖▽説は、恐らく木村幸雄に始まって、満田郁夫を経、^③今や殆ど定説となりつつある見方であるが、中野重治の語法から言えば成立たぬ説だと私は思う。△ぶるつとした▽とか、△脊骨のなかの孔が詰めたくなるような気持ち▽とかいった表現を、次のような時に中野重治は使う。

例えば、少年時の中国詩人との出会いを回想して中野重治は書く。△漢字にふつてある仮名をたどつて行つて、少年は戦慄のようなのが脊髄を通つて走つたのを感じた▽^④。あるいは、長塚節の魅力を説明しようとして、△あれは脊髄の孔のなかのようなところへはいつてきて決して消えない▽とも書いている。戦後の小説△橋▽には、煙を吐く船が通り抜けて行く大橋の上で、一瞬△ぶるつとし▽、煙を吸い込んで△またぶるつとする▽少女が描かれてもいた。△ああ、この匂い……（中略）うなじの下のごりごりする脊骨のと

ころ^⑦と感じているこの少女は、△ワンはまた嗅ぐぞ。何べんも▽と橋の上を走るのだから、その感情を△恐怖▽とは解し難い。

△歌のわかれ▽の△手▽末尾に描かれている感覚も、やはり△恐怖▽ではなく、快い生理的な戦慄、△感動に近い衝撃▽と解すべきであろう。そしてこの部分に関する限り、気鋭の論者たちの△恐怖▽説に基く様々な解釈は、論として面白くはあっても、中野重治の具体からの、いくらかずつの逸脱が含まれていることになりそうである。

結果として、たとえ常識的なことしか書けぬことになるとしても、できるかぎり中野重治の具体から離れまいということだけは念頭におきつつこのノートをつづっていききたい。

1

周知のように、中野重治は昭和九年五月に転向出所し、その後半から翌十年一杯にかけて、△転向五部作▽を執筆している。

その三作目△村の家▽を書きあげたところで、中野重治自身が書いている。

三つの短篇小説は、△自分の直接経験した事実（現象としても事実であったもの）を追▽って書かれた。△すべて空想をしりぞけて事実のなかに一つの流れをさぐりた▽^⑧かったからである。

中野重治はここで三つの短篇小説が事実の記録であったことを述べている。後半二作もまた基本的に同じ方法で書かれていると思われるから、△転向五部作▽を総体として、一応、事実の記録と取っておいていいようである。

無論、一応の話であって、正確な事実の記録という訳ではない。作者の△記録▽の概念自体普通の用法と一種違っていて、△女工哀史▽に並べて、△海に生くる人々▽や△党生活者▽のような小説を、△後の二つも記録と見て▽と留保をつけながら、記録の中に数えあげてしまっている^⑩のだから、作者が自分の短篇小説を事実の記録だと述べたとしても、それは大筋のところ、本質的なところでの話であって、事実離れの存在を否定するものではない。

転向五部作の叙述の中から、中野重治の入党期や予審開始日を推定することはできない。転向五部作のモデル推定は可能だが、モデルになった人々が実地にも、五部作の叙述通りの行為を全てしたと考えることもできない。

しかし、まるでありもしなかったことを△転向五部作▽に書き込むようなことを中野重治はしなかった。時を移しかえ、事実を組替えて△転向五部作▽は書きつがれていった。

象徴的だと思われる例をあげる。

△小説の書けぬ小説家▽に、通俗雑誌を読んで、突然泣き出

才転向作家の姿が描かれている。彼は、日本人の弟子が書いた、ロシアの大生物学者の回想を読んでいたのである。先生が日本人の弟子に将棋を教えようとするが、弟子に吞みこめない。しつこく説明を続ける先生に、家族が見かねてたしなめる。すると先生が、彼はわかるんだよ。彼は生物学者なんだ」と答える。

そこまで読んでいて、主人公がどっと泣き出すのであるが、《村の家》の《ヘラスの鷲として死ぬる》という件りにも似た、この激情のクライマックスが、林謙《パブロフ一家》に基いて書かれていることは確かである。

ところが、《あれにはわかるよ。あれは生理學者だからな》という一文を持つ林謙《パブロフ一家》の文章と、《小説の書けぬ小説家》中の回想の叙述との間には、かなりの相違が認められる。

それだけではない。《小説の書けぬ小説家》の主人公は、その回想へいく前に、雑誌のグラビアを眺め、文芸記事を読んでいた。文中には《通俗雑誌》とあるだけだが、その辺りの叙述が、《世界知識》一九三五年十一月号に基いて書かれたことも、これもまた確かである。そこには小説に書き込まれた《北サガレン》におけるソ聯邦の石油鉱業《に対応する、《露領北樺太の近情》と題するグラビアがあり、小説にある文芸記事に対応する一文も掲載されている。

しかし、肝腎の林謙《パブロフ一家》が、《世界知識》一九三五

年十一月号にはない。無論、それに代わるような一文も同号にはない。そして、林謙《パブロフ一家》が掲載されたのは、《世界知識》ではなく、《科學知識》の一九三五年四月号だった。同文は一九三五年九月発行の、林謙の隨筆集《條件》に収録されているが、いずれにせよ、別の時、別の本で読んだものを、中野重治は一冊の《通俗雑誌》におしこみ、しかもそれを変形したのだった。

確かに、どれもこれもそこに書かれたものの原形は実在する。読みもしなかった文章を、中野重治がこしらえたものではなかった。しかし、あつた事実をそのままに書いたのではなかった。

恐らく、この書き方が、《転向五部作》の随所でなされているのだ。それらは事実の正確な記述ではない。しかし、事実の組替えを伴いつつ、大筋のところ、本質的なところでは、《転向五部作》は、中野重治の経験した事実の記録だったと解していいようである。

《転向五部作》の第二作、《鈴木・都山・八十島》の冒頭に、紙石盤の上に《毎日年鑑》の数字を写す孤獨な政治犯が描かれている。昭和八年十二月、予審開始の直前ということになっているが、《金》がなくて今年の年鑑が買えない主人公は、昭和七年版年鑑の宮廷欄の数字を写している。《御料地》《世伝御料》《普通御料》と大きく三分されていて、その各々に《宮殿地》《林地》《農地》などのいくつかの小項が並んでいる。その表を写し終えた主人公は、

△そこに説明していないため、「御料地」「世伝御料」「普通御料」のあいだにどんな差別があるのか全く知らなかったが、念のため▽、三つの合計を出してみる。

無論、そんな計算の仕方はまるでおかしいのだ。後ろ二つのものの合計が△御料地▽なのだから、主人公のような計算法では実際の二倍もの答えが弾き出されてしまう。昭和七年版の年鑑を見てみると、成程、どの項目を足しても、後ろ二つの合計と△御料地▽の数字とが一致しない表が載ってはいる。

しかし、△金が▽あり、昭和八年版年鑑を主人公が見ていたとしたら、こうした勘違いは起こり得なかっただろうし、昭和九年五月に転向出所した中野重治が、確かめるのも容易なことだったに違いない。昭和八年版も九年版も、最終合計が△御料地▽の数字なのだと一目してわかる形に数字は並んでいる。

中野重治は、年鑑の宮廷欄の数字の見方もわからぬ非合法党員を描いたのだ。

しかも、主人公の無知はさらに続く。二倍にふくれあがらせた合計額を、町歩から坪に換算して行った主人公は、△父の手紙を思い出し▽ながら税金について考え始めるのだが、しかし、△土地種別による税率の変化さえ知らぬ彼には問題がそれ以上数字的に進むこと▽が無理になってくる。税金についてこぼしてくる農民を父に持

つ非合法党員が、そこでいきづまるのである。

言うまでもなく、△御料地▽面積の概数さえ知らぬという彼のありようは、検挙以前の彼が関わっていた運動の質を物語る。そして、△税率の変化さえ知らぬ▽主人公の無知は、一般的には農民との繋がりなさを、個別には税金についての愚痴をこぼして来る父との関係の不正常さを表わしている。

△鈴木・都山・八十島▽の冒頭の、この部分を書き込みながら、中野重治は恐らく、多くのことを思ったに違いない。だが、主人公の思いは内部には刺さっていかず、一転、△それにしても▽△もすべて土地というものが……▽という方向に走り込んでいっている。

△鈴木・都山・八十島▽の主人公は、この時予審開始の直前で、非転向である。非転向の自己にあった、弱さを伴った強さ、あるいは強さを持ちながらの弱さを、さながらに定着しようと試みたのだろうか。

非転向の主人公は、自己の無知から一転、外部に眼を向けてしまうことができた。しかし、転向を経た中野重治にそれは許されなかった。

のひきつぎという自然な願いと、それは一体になつていたのである。

老い弱っていくわが身、転向作家は暫くは筆を捨てるべきだと考へる倫理感、筆を捨てた後の息子の生活への配慮、どこから考へてみても孫蔵にとつて道は一つだった。△息子を大学へ入れ▽ることだけに半生を費してしまつたこの老人にとつて、勉次が作家であることは唯一の誇りだつたのだが、しかし、今となつて、道は一つだつた。

資産は田地二町何反、借金は都合五千元。△元利入れてどういふことになるかつちゅうと、毎日一円入れて十五ヶ年たつと返済にならぬ▽と語る孫蔵は、この時既に六十九歳である。

△百姓せえ。三十すぎで百姓習うた人アいくらもないこたない。タミノじやつて田んぼへ行くのがなんじやい。▽

当然、勉次の答えも、吉本隆明の言う△封建的優性との対決▽とは違つた位相で答えられているように思われる。

△筆ア捨ててしまへ▽そして△百姓せえ▽と語りかける、自然で平明な孫蔵の言葉には、確かに封建的な倫理感という側面はある。しかし、初めて直面することになつた生活の話はもとより、その倫理の側面をも含めて、勉次は△父のいうとおりである▽と感じてゐるはずである。孫蔵の倫理感が、対決すべきものとして意識されてゐるとは読めないのである。勉次が孫蔵の言葉を斥けるのは、そん

な地点からではない。

それでは△よくわかり▽ながらも、孫蔵の全身をかけた言葉を勉次が拒むのはなぜか。

△勉次はきめられなかつた。ただ彼は、いま筆を捨てたらほんとうに最後だと思つた。彼はその考えが論理的に説明されうと思つたが、自分で父にたいしてすることはできないと感じた。彼は一方で或る畏のようなものを感じた。▽

△論理的に説明されうと思つた▽△その考え▽は、論理的に説明されてはいない。厳密に言葉を使へば、△論理的に説明されうと思▽う状態は、△感じる▽という言葉に近く、△いま筆を捨てたらほんとうに最後だと感じた▽と表現されてもよかつたようである。

△どうしるかゝい▽と孫蔵に尋ねられてからの、勉次の心境の描写に、この△感じた▽という表現は、しきりに使われている。全集本で八行程の描写の中に、△感じた▽が六回、よく似た△恥じた▽△氣もした▽を加えると、一行に一度の割で出てくることになる。それに△感じた▽としてもいい△思つた▽があるのだから、かなりの頻度である。

恐らく、この多少わかりにくいところもある勉次の心境の描写は、作者が当時の未だ論理化されぬ実感をそのままに定着しようとした

部分なのだ。

この時の実感を論理化していった時に成立したのが、△文学者に就て▽について▽であることはその通りだったとしても、高音部をつらねることになっている、あの評論の論理が組立てられるまでには、実感のかんりの部分が積み残され、そぎ落とされてしまっている。実感をまるごと並べた△村の家▽と評論の論理とは位相が違うのである。

勉次の答えを△文学者に就て▽について▽の論理で説明しようとした吉本隆明△転向論▽はここでも無理がありそうである。

△よくわかりませんが、やはり書いて行きたいと思えます▽という勉次の答えが、△封建的優性との対決▽を△暗示▽しているとは思えない。そうではなく、この答えの核にあるものは、△文学者に就て▽について▽が書かれる時には積み残されてしまった、△いま筆を捨てたらほんとうに最後だ▽という実感だったと思う。それしかなかったと言ってもいい。勉次はその実感に固執して、△やはり書いて行きたいと思えます▽と答える。

だからこそ、△よくわか▽る孫蔵の言葉を斥けて書き続ける道を選んだ時、勉次は次のような思いにかられるのではないか。

△勉次はこの老夫をいかにむごたらしく、私利私欲のために、ほんとうに私利私欲——妻をも妹をも父母をも蹴落すような私利私欲

のために駆りたてたかを気づいていた。▽

自分が筆を折り百姓になりさえすれば、全てが今よりはうまくいきそうなことを勉次は知っていた。逆に書き続けて行くことは、六十九歳の父親に、△一五ヶ年たつと返済になる▽借金を背負せ続けるような、家族のさらなる犠牲を要求することなしには適えられないはずもなかった。論理的には勉次も父のいうとおりであると考える。ただその論理的なものと、自ら私利私欲と自認する実感が、勉次の中で相剋する。その上で実感に固執する道が選びとられたのだ。

△土方でも何でもやつて、そのなかから書くもんが出て来たら、その時にや書くもよからう。(中略)とにかく五年と八年とア筆を断て▽という孫蔵の言葉にも従えなかった、△いま筆を捨てたらほんとうに最後だ▽という勉次の実感は、説明されていない。勉次の内部でも論理化されていないその実感は、つまるところ、表現者としてのエゴイズムということに帰着しそうである。それは、中野重治の個性への固執と同義であった。

初めて生活の重みに直面した時が、それを蹴飛ばすようにして個性に固執しなければならぬ時でもあったことこそが、△村の家▽の主線だったように私には思われる。それはどうしようもない正しさだった。どんな代償が支払われることになっても、個性に固執することには値打ちがあった。この個性への固執こそ、転向を経ること作

者がつかみとった△村の家▽最大の眼目だと思う。

しかも、△村の家▽は孫蔵の平明な論理と、勉次の実感とが拮抗するという構図をとっている。論理の次元だけで言えば勝負は始めからついでいて、勉次はわかりながら実感で拒んでいるのである。相手に論理的に説明できぬような実感にかじりついてでも、個に固執することの正しさを、中野重治は△村の家▽に描いたのだったと思われる。

昭和九年五月の転向を挟んで、中野重治の文学を分つメルクマーの一つは、この実感への固執という態度に求められそうである。後に触れるように、この実感への固執は△村の家▽に言葉としても書かれているが、例えば△ヘラスの鶯▽の件りや、△小説の書けぬ小説家▽のクライマックス部分に見られるように、作者の実感を作中に貼りつけることが、意識的な方法として用いられるようになる^⑩。それは確かに、中野重治の文学に奥行き、深味を与えた。が、同時に、わかりにくい部分がふえてくるという結果にもなっている。

3

作者の実感貼りつけにあたっての説明不足から来るわかりにくさとは別のわかりにくさも△村の家▽にはある。作者が肝腎なことを避けたことによるわかりにくさである。勉次の転向に至る経過のわ

かりにくさがそれだと思う。早くに本多秋五に、△村の家▽には△転向心理の正面からの描写はない▽^⑪という指摘があって、事実その通りなのだが、転向に繋がりを持っていそうな周囲の動きもまた、描かれていない。

△弁護士が父の上京について話し、もう一度延期を求め、それが許された。同時に在廷証人として父がよたよたと歩み出、へたな言いまわして転向後の勉次を守るように誓った▽

控訴審公判の様子は、こう叙述されている。一種、妙な表現である。前に一度却下されていた公判延期願いがここで△許された▽のは、弁護士の△父の上京について▽の話のせいでは、なかったはずである。そうではなく、弁護士が話したのは△父の上京▽に始まって、転向の意志表明に至った経過説明だったはずであり、だからこそ、延期決定だったに違いない。

それだけではない。

妹・中野鈴子がこの日の控訴審を詩△わたしは深く兄を愛した▽の中に、次のようにうたっている。現行版では、この部分は大巾に削除修正されているので引用は初出誌に拠る。

△わたしはハツとして身をかたくした／（中略）脊後を振り向き辯護士と何か打ちあはせする彼の目はわたしたちを見ず暗く白く光る／彼は言葉をつゞける／裁判長（二七字分伏字）▽

妹、中野鈴子のこの詩では兄自らが、△思いもかけぬ言葉▽を口にしている。そして、恐らくはこの詩の表現の方が、実際の控訴審の情景により即しているのだろう。

△転向心理の正面からの描写▽をせぬ△村の家▽は、転向の意志表示をする勉次の姿も全く、叙述しない。

△村の家▽の作者は、転向心理も転向に至る経過も、書くまいと決めているかのようである。

勉次の転向までのわかりにくい経過をまず整理してみたい。

辛くも非転向を守り抜いていた勉次に、転向の罫りがゆらめき始めるのは、その控訴審前日の、父との面会場面からである。

△おとつつあんもまだ十年だけはいるつもりじやから▽と△前と打つて変つたこと▽を言う孫蔵は、左手が中気風にふるえ、急速に衰えて見える。そんな孫蔵に、勉次は△あわれを覚え▽る。転向に至ることになる感情の揺れがここから始まる。

それ以上のことを作者は何も書き込んでいないが、△村の家▽のツネのモデルである妹・中野鈴子が、この日の面会を思わせる情景をやはり△わたしは深く兄を愛した▽の中にうたい込んでいる。この部分も、やはり現行版では削除されているが、初出誌には次の一節が含まれていた。

△お前は思つたよりも元氣だ／辛からうが身の立たぬことはしな

いやうに／わしも母もまだ死ぬやうなことはあるまいでな　と／六十九の父が看視の下で手をふるはせ泪をたゝえて云つたのは何のためであつたのか▽

恐らく、父との面会も中野鈴子の詩にうたわれているようなものだったろう。

ところが、この面会場面で、孫蔵は勉次に転向をすすめたのだらうとか、△タミノが転向させてほしいといっていると話に出したらうとは考えられる▽とする論者がある。そして、後述するがこれらの説が出てくるのも、出てくるなりの理由はある。

私も、また勉次の転向に関わりをもつた孫蔵を推測するが、しかし、それはこの面会場面ではないと思う。中野鈴子の前掲の詩もあるのだから、孫蔵の存在そのものが勉次の情感をゆさぶることはあつても、この面会場面で転向をすすめたり、タミノが転向を望んでいるという話が出たりしたことはなかった、と取る方が自然だろう。

勉次に△錯乱▽が訪れるのは、この直後の弁護士との面会場面である。弁護士は、保釈は不可能なこと、非合法組織にいた点を承認しさえすれば、執行猶予つきの判決が出そうなことを勉次に告げ、既にそうして出所している仲間の名前を△初めて▽引合ひに出す。

発熱、進行する梅毒への恐怖といった肉体的条件だけでは、秤は

まだ辛うじて非転向を指していた。そこへ衰えた父の姿を見た時の感情の揺れと、弁護士の説明を聞くうちに生じてきた、獄中に続けることへの懷疑が重なった時、秤は大きくふれ始めた。仲間の名前を△初めて▽引合いに出した弁護士の転向誘導じみた説明は、いわば最後の一突きになった。

けれど、なぜ弁護士はここで△初めて▽転向出所した仲間の名前を引合いに出すような説明をしたのだろうか。

△つづいて彼は弁護士に会った。弁護士は勉次の出した保釈願や上申書で保釈実現に「不足している部分」について説明し……▽

転向出所した仲間の名前を△初めて▽引合いに出す弁護士の説明は、しかもいきなり、といった感じで始まっているように見える。

△村の家▽に叙述されている、連続する二つの面会に先立って、描かれていない孫蔵と弁護士との打合わせがあったと私は思う。そしてそれをうけての、弁護士のあの説明だったのではないか。

勉次の視点からしか描かない△村の家▽には、それに関わる描写はない。しかし、上京したばかりの孫蔵が、勉次との面会に先立って弁護士に会おうとするのは自然でもあり、二人の打合わせがあったらしいことは、△村の家▽の叙述に窺うこともできる。控訴審当日に、弁護士との面会、タミノとの面会があるが、その時には、△タミノと弁護士とは別らしかった▽と断つてある。ところが、前

日のこの面会の場合は、先に引用した通り、△つづいて彼は弁護士に会った▽と書かれているばかりである。また、翌日の控訴審公判で、弁護士は△父の上京について話し▽ている。弁護士は公判以前に、孫蔵に会っている訳である。その機会こそ、描かれなかった控訴審前日のできごとだったのではないだろうか。

老い衰えた姿を曝すことで勉次の情感をゆさぶただけではない。孫蔵は最後の一突きとなった、弁護士の転向誘導じみた説明を引出す役割りを心ならずも果たしたのではないだろうか。

だからこそ、妻、タミノの、一種異様な反応が以下に叙述されるのだから。

弁護士の説明に△錯乱▽に陥った勉次は、翌日、転向の意志を告げる。何も知らないタミノが、偶々その後面会に来る。

△初めほかんとしていたタミノは途中でまっさおになり、「わたしは……」と言いかけて▽て絶句し、△びよこんとお辞儀をしてそのまま駆け出して行く。

勉次の転向出所の後、村の家へむかう父子を見送るタミノは、小声で△高畑孫蔵のバカ、バカ▽と呟く。

嫁の自分はずすような形で帰省が決められたことへの不満もあろう、控訴審で、孫蔵が△転向後の勉次を守るように誓った▽こともある。しかし、それだけではなく、タミノの眼には、孫蔵が夫を

転向に導いた者、そして転向後の夫をとりこんでしまいかねぬ者として映っていたのだと思う。

タミノには思い当ることがあったのである。△どうしても勉を出すようにしてください(中略) どうでも出ていってください。おとつあんでなげにやあかん▽と孫蔵に依頼した直後に、勉次の転向が引き起こされたからである。

あんな依頼をして孫蔵に出向かせることがなかったら、あるいは勉次の転向もなかったかもしれぬと、タミノには思われたにちがいない。

タミノのその言葉は、勉次からの電報に急拠上京した孫蔵が、タミノ、妹娘ツネの間に△会議を起した▽時に出されたものである。タミノの頼みは、非転向のままでの保釈であり、勉次の運動仲間、それも百日以上も留置されたばかりのタミノ自身にはできぬ仕事であつたがゆえの孫蔵への依頼であつた。

そのタミノの言葉を、勉次との面会では非転向をさとしていらしい孫蔵が聞くことで勉次の転向がひきおこされた。タミノの言葉を、孫蔵が△誤解▽した、という事情がそこからまる。

△面会に行く前に会議を起したんじや。タミノ、ツネ、おとつあんと。タミノが、どうしても勉を出すようにしてくださいというんじやがいして。(中略) どうでも出ていってください、おとつ

あんでなげにやあかんというんじやがいして。自分じやしようと書いて、人にはつかし頼りたがる。▽

村の家でそう語る孫蔵の言葉には、△誤解▽があつたと言う。満田郁夫以降の大方の論者は、△転向させろという意味に誤解▽したとする。先の孫蔵との面会場で、孫蔵が転向をすすめたのだらうとか、△タミノが転向させてほしいといっている話に出したらうとは考えられる▽という説の出でくる根拠が、これである。

しかし、この△誤解▽はそれ程分明ではない。満田郁夫の言う通り、△転向させろという意味に誤解▽したともとれるし、△自分じやしようと書いて、人にはつかし頼りたがる▽という受けとめ方だけを、△誤解▽と言つたともとれるからである。

ともあれ、△誤解▽したまま、孫蔵は弁護士に会つたと思う。△転向させろという意味に誤解▽して、△誤解▽のままに、嫁の言葉として弁護士に伝えたのだったかもしれぬ。あるいは、△自分じやしようと書いて、人にはつかし頼りたがる▽と△誤解▽して、タミノを伴わず弁護士と会つて、息子の保釈を依頼したのだったかもしれぬ。その時の弁護士の答えは、直後に勉次が受けた絶望的なものだったはずだ。いずれにせよ、タミノがいさえしたらそんなこともなかったらうに、孫蔵の依頼は勉次への転向誘導じみた説明を結果として、ひきだしてしまつたのだと思う。

▲村の家▼の作者は、孫蔵の▲誤解▼の内容も、動きも語ろうとしない。

ただタミノだけは、自分が孫蔵に言った言葉と、勉次の転向とを一直線に結びつけて考えていた。先に引用しておいた勉次の転向をしらされた時の▲タミノは途中でまづさおになり、「わたしは……」と言いかけて絶句し▼たという反応に話を戻せば、途中でのみこまれてしまったタミノの言葉は▲わたしは……そんなつもりで頼んだのではなかった▼と続くものだったと私は思う。

▲誤解▼に基く弁護士への働きかけから、弁護士の説明が引出され、それは勉次に▲錯乱▼を与え、と誰も望んではいぬ方向へ、一気に事態は走ってしまった。

▲誤解▼が全ての出発点だった。私はそう思う。しかし、作者は、孫蔵がどう▲誤解▼し、どう動いたかは、繰返し言うが、▲村の家▼にほとんど書き込んでいない。それは孫蔵の、転向への関与だけでは足りない。次のような事柄もまた、▲村の家▼には持込まれなかった。

▲中野と結婚してから十何年間、中野の生家じや私を妻として正式に認めないわけですね。中野が未決へ入っているとき、裁判所へ面会の許可をもらいに行くとき、内妻と書かれるんですね。②▼

中野重治の晩年に、妻原泉が語ったこの言葉に拠れば、作者の父

は死に至るまで、嫁を嫁として認知しなかったことになる。

頑固な家父長といった、この側面を、孫蔵は全く与えられていない。転向への関与と同様、それはそぎ落とされてしまった。

▲百姓せえ。(中略)タミノじやつて田んぼへ行くのがなんじやい。そんなこつてどうする。(中略)それが妻の教育じや▼

孫蔵のこの言葉が、実生活の中でも語られたものだったとしたら、それは、▲夫婦で百姓をせよ。その時は嫁として認知しよう▼という意味だったはずなのである。

▲村の家▼の作者は、孫蔵がタミノの言葉をどう▲誤解▼し、どう動いたかを語らない。勉次の視点からしか描かないという方法上の問題がそこにはある。しかし、それだけではなく、基本的に転向直後のこの作者には、それは書けないことだったのだろう。

衰え果てた父を見た時の感情の揺れと、▲誤解▼に端を発した弁護士の説明に接した時の動揺とが、▲錯乱▼を与えたのだが、父をそこまで追いつめたのも、▲誤解▼の土壌を作ったのも、自分自身以外の何者でもないことを、作者は知悉していたからである。▲村の家▼は、こうして一方的なまでの自己批判の書として成立する。▲村の家▼のもう一つの眼目がここにある。

▲村の家▼の作者は、なぜ父がそうまで衰え、なぜ▲誤解▼が生じ得たかを、息子の自己批判として書いていく。

全般的な農村の疲弊の中で、七十歳に近い老人が△手も足も出ん▽のような労苦を続けていたことは、既に触れた。そんな両親を見捨てるような形で、息子は革命運動に飛込んでいっていた。村の家に寄りつこうとせず、父の労苦を知ろうとしなかった。△土地種別による税率の変化さえ知らぬ▽、△鈴木・都山・八十島▽の主人公は、勉次の直接の前身である。未決に在る間中、△親たちについてあまり心配しなかった▽のも、ただただ、勉次が知らなかったせいだった。孫蔵がしらせなかったのでもある。

生活の苦しみと、次々に被さる不幸の波、そこには勉次の逮捕を気に病む、母親クマの半狂乱ということさえ起きていたのだが、孫蔵は一人黙してそれらに耐え、騒ぎたててをしなかった。偶に手紙で触れる時にも、孫蔵は、息子が△父の手紙は楽しかった▽と感じるような調子でしか、書き送らなかつた。

しかし、それにとどまるものではない。

△政治犯人の審問に家庭問題を持ち出すことが卑しいトリックに思えたと同時に、「たとえおれが拘捕を働いたのだとしても、それやおれ一人のせいなんだ」と言いはなちかつた▽と感じる勉次が、そのくせ、そう感じた一審公判の前後に、保釈になるために、次々と父に依頼を重ねていたことが、△村の家▽には書かれている。

保釈願の提出、△かなり無理をさせて▽の一審公判への上京、二

度目、三度目の保釈願、そして、△残酷な気を蹴ばすようにして▽の控訴審公判のための上京依頼。

しかも、勉次に駆りたてられるままに動いていた孫蔵の本心は、△おまえがつかまつたと聞いたときにや、おとつあんらは死んでくるものとしていつさい処理してきた▽というところにあった。

ついでに書いておけば、この父が書いた保釈願は主として病氣治療を理由にしたものだったが、その基本的色調は、次に引用するようなものだったと思われる。

△色々やってみまして、やはり家族の人の要求が一番よろしいのです。それで、保釈要求書の書き方ですが、大体次の事柄を書くのがよろしいと存じます。一、被告を改悛させると言ふこと 二、被告を親元に置き監視すること 三、被告が長男であるし、家の柱であつて親を養ふべき境遇にあること。四、家の建直しのために被告が是非あなければならぬこと。▽

この書簡は、中野鈴子が、△第一章▽の△稲葉▽のモデルである西田信春の父に宛てて送ったものであるが、日付から見ても、この手紙が中野重治とは全く無関係に書き送られたとは思えない。

控訴審前日の面会で弁護士は、△勉次の出した保釈願や上申書では保釈実現▽が不可能であることを告げ△「不足している」部分について説明▽している。△政治的活動をせぬという上申書▽はもと

より、保釈願もかなりきわどいものだったはずである。

△保釈になろうとしてかなり無理をさせて▽一審裁判に上京させ、
△検事たちにじかに会つてもらつた▽時も、父の陳情の趣きはこの
父にとって不本意なものであつたと思われる。△勉次などの夢みて
いることやその仕事を甘いと思つた▽孫蔵は、今度は、保釈になる
ために自分を駆りたてる勉次を、重ねて△甘いと思▽わなければなら
なかつた。

△遠からず下獄とせば、今から其の準備が必要であらう▽と書き
送つてきた孫蔵の手紙を受取つた直後に、しかし、勉次はもう一度
孫蔵を控訴審裁判に呼び寄せている。

生活に疲れ、家族の不幸に悩まされていた孫蔵に、本意とは違つた
動きをさせることで、さらに勉次は駆りたてていたのである。

年老いた父を疲れ果てさせていたのは勉次自身だつた。△誤解▽
も同様である。上京した孫蔵が、△会議▽でタミノの言葉を△誤
解▽してしまつたのも、元はと言えば、その土壤を勉次がつくつて
いた。舅と嫁の関わりを、全く不正常なままに放置していたからで
ある。

そもそも、二人の結婚の仕方が不正常だつた。結婚してしまつて
から、母親が△タミノがどんな女か顔を見たいから写真を送れ▽と
書き送るような、両親の全く与り知らぬ所での、不正常的結婚だつ

た。その後も、村の家を飛出すような形になつていく勉次の新しい
家は、村の家との間に、ごく普通の関わりさえも持てないままだつ
た。

結果として、勉次の△錯乱▽につながつていったらしい孫蔵の
△誤解▽の地盤は、そこにこそあつた。この舅と嫁が△会議▽以前
に顔を合わせる機会は、いくらもなかつたに違いない。間に妹娘が
入つていたとしても、△会議▽が、うちとけて思いを述べあい、互
いに真意をただしあうという雰囲気ではなかつたことは容易に想像で
きる。△誤解▽そのものは偶発的なものであり、勉次の与り知らぬ
所で起こつたことでさえあつた。しかし、その△誤解▽は、結婚の
ありようやその後の生活のいびつさ、未決生活が始まつてからも
△親たちについてもあまり心配しなかつた▽という勉次の鈍感の中
からこそ、うまれたものだつた。

それだけではない。結婚の不正常なありようやその後の生活のい
びつさは、次のようなことにも波及していた。

△去年の夏もそうじや。大阪が焼けて丸焼けになつたという。お
とつあんじやと思うから火事見舞を出いた。返事が来んがいでして。
タミノから聞いたとおりにしてもう一べん出いた。それも、着いた
やら着かんやら梨の礫じやがいでして▽

タミノの家族とは音信不通といった有様だつた。孫蔵は全くの孤

独の中で耐えていた。そこへ追いやったのは勉次だった。

暗然とする思いが、作者にあったに相違ない。嫁を正式に嫁として認知せぬという側面がそぎ落とされたり、転向への父の関与が腫化されたりするのも、この内攻する自己譴責の思いと関わるのではなかっただろうか。

齒噛みしたくなるような思いは、しかし、今まで述べてきたような生活のレベルだけにとどまるものではなかった。

△彼は、何か感じた場合、それをそのものとして解かず他のもので押し流すことは決してしまいと思つた。これは彼らの組織の破壊をとおして、自分の経験でこの二年半のあいだに考え積つたことである。▽

作者が自身の実感を貼りつけたと思われる末尾のわかりにくいところのある部分中の一節である。二年半の未決生活に△考え積つたこと▽という、△組織の破壊▽につながつた実感の押し流しとは、一体、何か、これだけではよくわからない。

しかし、ここには運動レベルでの身を噛むような、作者の痛切な思いが込められたに相違ない。

△村の家▽にこの部分を書き込んだ中野重治が、△第一章▽でも触れた、△日本工業倶楽部の出した文化運動面での日本共産党組織関係一覧表図解▽のことを思い浮かべていたであろうことは、少なく

とも推測できる。△一覧図解▽が手に入り、△それを提出して何分の応急措置決定を求めたがそれはそのまま流された。私は自分がそれを最後までしつこく求めなかったことを後悔した▽と、晩年になって回想しているものである。具体的に何も書かれていない△組織の破壊▽につながつた実感の押し流しとは、そういった、このままでは危険だと直観しながら、実感に忠実でなく、流されたことが過去にあったことを意味すると思う。それが転向にも繋がったのだ。△生活レベル、運動レベルでの転向要因がこうして摘出された。

4

先のことに関連して、△村の家▽末尾の△畏のようなもの▽に、最後に触れておきたい。それはこんな風に出てくる。

孫蔵に△筆を断て▽と言われて、勉次は決められない。△ただ彼は、いま筆を捨てたらほんとうに最後だと思▽う。△彼は一方で或る畏のようなものを感じた。▽勉次はそれを感じることを恥じる。しかし、△組織の破壊▽につながつた実感の押し流しのことも思い浮かべながら、△畏を畏と感じることを自分に拒むまい▽と思いつ定め、△よくわかりますが、やはり書いて行きたいと思ひます▽と答える。

このわかりにくい△畏▽は、従来、△筆ア捨ててしまえ▽と言う

孫藏の言葉の裏に勉次が感じとったものと解されてきている。とりわけ、前掲吉本隆明『転向論』に依拠してそう説かれることが多い。例えば平野謙の△ここで孫藏に屈伏することは、それがすぐれた敵であるだけに、畏と感ぜずにはいられたのかもしれない▽というの、それである。△倫理的なよろいの下で▽つきつけられてゐる△実生活者としての意志▽を、感じとったのだと解する木村幸雄の論はユニークだが、△畏▽はやはり孫藏の言葉の裏にあるものと理解されている。

しかし、そうとしか考えられないであろうか。△いま筆を捨てたらほんとうに最後だ▽という実感に、勉次は終始、固執している。その中に出てくる△畏▽の感覚を、書いて行く道を選んだ時の、権力の弾圧に対する恐怖感と解することはできないだろうか。

書いて行くことが、われと自ら危険に近づいていくことになりそうな予感、再び身柄を拘束されることへの直観的な恐怖の感覚が、△畏▽という表現になっていると私には思われる。

徳永直がある留置場小説と批評して、△敵の畏に陥りつつ畏自体をかういふものだと暴露したところがある▽と書いた。それを讀んだ中野重治が、その部分を引用して、△敵の畏」に陥りつつという言葉▽は△非常に意味深い言葉だと思つてゐる▽と書いた。

△村の家▽執筆の、少し前のことである。

△村の家▽末尾の△畏▽も、これと同じような使い方ではないだろうか。

△村の家▽は、中野重治が、△制作そのものによつてひつかけられて、政治犯人として（文学犯人としてではない）。たつきこまれ得る▽と書き、すぐに△この場合たつきこまれ得るといふことはたつきこむということである▽とつけ加えねばならなかった改訂治安維持法が出てくるような時期に書かれた。

運動レベルでの歯噛みしたくなるような悔いの思いを△村の家▽に書き込んだ作者の心中には、運動批判があつたに違いない。

しかし、作者はそれを書こうとせず、ただ自分が△何か感じた場合、それをそのものとして解かず、他のもので押し流▽したことが、△組織の破壊▽をくいとめられぬことに結果的につながったことだけを書いて、自己批判の枠の中に押え込んだ。

そして、△畏を畏と感ずることを自分に拒むまい▽と思ひ定めた今、そこに定着されたのは権力への直観的な恐怖の是認であり、臆病とも見られかねぬ自己保存心のそれなりの、正当な評価だったのではないか。弾圧が何だという爪先きだった調子ではもう進むまい。それは、△よくわかりますが、やはり書いて行きたいと思ひます▽という勉次の答えが、つまるところ、表現者としてのエゴイズム、個我への固執だったので対応しているように私には思われる。

総じて言えば、転向を経、△村の家▽を書きつづる作者に見えていた課題は、後年の作者自身の文章を借りて言えば、こんなものだったのではないだろうか。

△育つたある地点から先で、頭と才覚とで騒いでやつて行く社会主義でなくて、貧も愚図も、臆病も、仲間うちの特殊な事情、何かの係類関係まで全部をかかえこんで行く道としての革命の問題▽

しかし、△村の家▽の作者は、普遍者を相手とする表現者であった。その課題をはたすためには、逆に全てを蹴飛ばすようにして、書くことにしがみつかねばならなかったのだ。△よくわかりますが、やはり書いて行きたいと思えます▽と答える勉次を△村の家▽に描いた時、中野重治は自分が△観念的な孝行息子▽^⑮になっていくしかないことを、一方で寂しく見つめていたに相違ない。

- ① 北川透『中野重治』筑摩書房『近代日本詩人選15』。
- ② 桶谷英昭『中野重治論』文芸春秋社。
- ③ 木村幸雄『歌のわかれ』論。桜楓社『中野重治論—作家と作品』所収。早くに、荒正人「なかの・しげはる論」が「恐怖」と読んではいらぬ。
- ④ 満田郁夫『歌のわかれ』論。新生社『中野重治論』所収。
- ⑤ 中野重治「たのしみ」。第二十七巻所収。
- ⑥ 中野重治「今年の問題」。第十六巻所収。
- ⑦ 中野重治「橋」。第三巻所収。
- ⑧ 相馬庸郎『歌のわかれ』試論。『日本文学』一九七一年五月号。但

し、相馬庸郎は、表現について△まず恐怖感と読むのが常識かも知れない▽とした上で、内容から、この解に至っている。

- ⑨ 中野重治『現在可能な創作方法』ということ。第十巻所収。
- ⑩ 中野重治「記録のおもしろさ」。第十巻所収。
- ⑪ 林謙「パブロー一家。三省堂「条件」所収。
- ⑫ 川崎竹一「近世文豪のプロフィール」。『世界知識』一九三五年十一月号。

- ⑬ 吉本隆明「転向論」。未来社『藝術的抵抗と挫折』所収。
- ⑭ 木村幸雄『村の家』をめぐって。桜楓社『中野重治論—作家と作品』所収。

⑮ 満田郁夫「亡びゆく一族」。新生社『中野重治論』所収。また「中野重治の父祖」。有精堂『中野重治・宮本百合子』所収。但し『村の家』が△「現象から社会的なテーマを引き出」すことの拒否という作者の態度によって貫かれている▽とまで満田郁夫が言うのには疑問がある。△記録すること自身ひとつの社会的プロテストである▽（記録のおもしろさ）作品を書く意図は、農村の疲弊を書き込んだ作者にあったと思う。論理的演繹の次元では問題にせぬというのならわかる。

- ⑯ 平野謙「小林多喜二論」に、△父親にこたえる主人公の決意は、表現者としての再確認をあらわすものだと思う▽という指摘がある。筑摩書房『文学運動の流れのなから』所収。
- ⑰ 木村幸雄『村の家』をめぐって。注⑭に同じ。
- ⑱ 本多秋五「転向文学論」。未来社『転向文学論』所収。
- ⑲ 中野鈴子「わたしは深く兄を愛した」。『文藝』一九三五年三月号。一田アキ署名。但し、△思いもかけぬ言葉▽は現行版に拠る。
- ⑳ 満田郁夫「転向小説五部作をめぐって」また「亡びゆく一族」。新生社『中野重治論』所収。但し、△転向させろという意味に誤解▽した孫

蔵が、実際にも△転向をすすめたのだろう▽とあった新生社版から、後半の△転向をすすめたのだろう▽という部分は八木書店新版で修正されている。

②① 杉野要吉「『村の家』論」。笠間書院『中野重治の研究』所収。

②② △村の家▽には、△タミノがつかまつて五十日たつても百日たつても出てこなかつたときには起訴されるかも知れぬと思ひ▽とある。事実としては、この時、妻・原泉は起訴保留になっている。また保釈申請人として父親が最も有効であったことは、例えば本文中に引用する『西田信春書簡・追憶』にも見える。

②③ 座談会「ハウスキーパーの虚像と実像」中の原泉の発言。三一書房『運動史研究・4』所収。

②④ 中野鈴子の西田英太郎宛書簡。一九三二年十月。土筆社『西田信春書簡・追憶』所収。

②⑤ 中野重治「曖昧なところのある一つの変化」。第二卷著者うしろ書。

②⑥ 晩年の『甲乙丙丁』には、この工業倶楽部の報告書にも触れて、△文化運動の全国中央部の組織▽結成を、△政府と警察とが（中略）ほとんど待ちうけていたことは明らかだった▽としている。

②⑦ 平野謙「転向文学と中野重治」。筑摩書房『文学運動の流れのなかから』所収。

②⑧ 木村幸雄「『村の家』をめぐる」。注④に同じ。

②⑨ 中野重治「戦うことと避けて通ること」。第十卷所収。一九三四年十一月執筆。

③⑩ 中野重治「中村光夫氏の『転向作家論』についての感想」。第十卷所収。一九三五年二月執筆。

③⑪ 中野重治「『逃避者』の遠い記憶」。第二十八卷所収。

③⑫ 中野重治「蟹シャボテンの花」。第二十六卷所収。